

立木公売公告の一部訂正について

令和8年6月26日付けで公告した「網走南部森林管理署立木公売7月期」の立木公売公告について、下記のとおり一部訂正いたします。

令和8年7月1日

分任契約担当官

網走南部森林管理署長 田村 耕司

記

【誤】

立木公売公告

別添2 特約事項（分収育林）

1 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

9号物件 12.00%

10号物件 8.00%

11号物件 6.00%

【正】

立木公売公告

別添2 特約事項（分収育林）

1 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

9号物件 9.60%

10号物件 5.95%

11号物件 3.52%

以上

特約事項（分収育林）

1 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

9 号物件 12.00%

10 号物件 8.00%

11 号物件 6.00%

2 分収木の売払代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に分収金（消費税相当額を含む。）として、持分割合に応じて買受人が払い込んでください。

3 代金の支払方法

（１） 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。

（２） 費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払い込んでください。

この払い込みにかかる費用は買受人が負担してください。

（３） 費用負担者が行方不明等により、国が振込金融機関の口座指定ができない場合は、国の指定する法務局に供託してください。

（４） 費用負担者の人数（口数）及び供託を必要とする人数

物件番号	費用負担者数	供託を必要とする人数
9	2 名（6 口）	0 名
10	10 名（17 口）	0 名
11	1 名（10 口）	0 名

4 売払立木の引き渡しは、買受人が代金を官収分・民収分（供託を含む。）すべて完納し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行います。
（官収分については、延納担保の提供を含む。）

5 個人情報の取扱い

（１） 上記 3（２）で知り得た各費用負担者の振込金融機関の口座等個人情報については、振り込み終了後、一切の使用もしくは第三者に開示、漏洩しないでください。

（２） 当個人情報についての廃棄に当たっては、シュレッダーにかけるなど適切な処理を行ってください。

特約事項（分収育林）

1 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

9 号物件 9.60%

10 号物件 5.95%

11 号物件 3.52%

2 分収木の売払代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に分収金（消費税相当額を含む。）として、持分割合に応じて買受人が払い込んでください。

3 代金の支払方法

（１） 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。

（２） 費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払い込んでください。

この払い込みにかかる費用は買受人が負担してください。

（３） 費用負担者が行方不明等により、国が振込金融機関の口座指定ができない場合は、国の指定する法務局に供託してください。

（４） 費用負担者の人数（口数）及び供託を必要とする人数

物件番号	費用負担者数	供託を必要とする人数
9	2 名（6 口）	0 名
10	10 名（17 口）	0 名
11	1 名（10 口）	0 名

4 売払立木の引き渡しは、買受人が代金を官収分・民収分（供託を含む。）すべて完納し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行います。
（官収分については、延納担保の提供を含む。）

5 個人情報の取扱い

（１） 上記 3（２）で知り得た各費用負担者の振込金融機関の口座等個人情報については、振り込み終了後、一切の使用もしくは第三者に開示、漏洩しないでください。

（２） 当個人情報についての廃棄に当たっては、シュレッダーにかけるなど適切な処理を行ってください。